

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、予防接種事業事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種事業事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託の際には業者の情報保護管理と秘密保持に関して契約に含め万全を期している。

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種を行い、また予防接種健康被害救済制度に係る給付事務を行う。 番号法においては、以下の事務を取り扱う。 ・予防接種の実施 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務 ・予防接種を受けた者からの予防接種の実費の徴収に関する事務 ・予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び応答
③システムの名称	健康管理システム、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル(対象者、接種歴)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表項番14、126 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(個人情報の提供の制限) (別表における情報照会の根拠) ・別表項番14、126 (別表における情報提供の根拠) ・別表項番14、126
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部いきいき健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部いきいき健康課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3220
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	安来市職員研修計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	I 4.情報ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	1)実施する	事前	
平成28年10月14日	I 4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	空欄	番号法第19条 第7項別表第二 項番17.18.19	事前	
平成28年10月14日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成28年10月14日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成30年4月20日	I 5.評価実施機関における担当部署②所属長	いきいき健康課長 竹内妙子	いきいき健康課長 原香代子	事後	
平成30年4月20日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	2016/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月20日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	2016/4/1	2018/4/1	事後	
令和1年6月10日	I 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	いきいき健康課長 原香代子	課長	事後	
令和1年6月10日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/3/31	事後	
令和1年6月10日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/3/31	事後	
令和1年6月10日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部総務課 電話:0854-23-3015	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	事後	
令和1年6月10日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 健康福祉部いきいき健康課 電話:0854-23-3220	健康福祉部いきいき健康課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3220	事後	
令和2年6月5日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	2019/3/31	2020/3/31	事後	
令和2年6月5日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	2019/3/31	2020/3/31	事後	
令和3年3月1日	表紙 評価書名	予防接種事業事務(B類) 基礎項目評価書	予防接種事業事務 基礎項目評価書	事前	
令和3年3月1日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	予防接種事業事務(B類)	予防接種事業事務	事前	
令和3年3月1日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対してB類疾病に係る予防接種の実施を行い、また当該予防接種に起因する健康被害に対する給付事務を行う。 番号法においては、予防接種の実施、予防接種実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務を行う。	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対してB類疾病に係る予防接種または新型コロナウイルス予防接種の実施を行い、また当該予防接種に起因する健康被害に対する給付事務を行う。 番号法においては、予防接種の実施、予防接種実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収、新型コロナウイルス等対策の実施に関する事務を行う。	事前	
令和3年3月1日	I 3.個人情報の利用	番号法第9条第1項 別表第一の十の項	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項	事前	
令和3年3月1日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条 第7項 別表第2 項番17.18.19	番号法第19条 第7項 別表第2 項番17.18.19.115の2	事前	
令和3年3月1日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	2020/3/31	2021/1/31	事前	
令和3年3月1日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	2020/3/31	2021/1/31	事前	
令和3年7月1日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対してB類疾病に係る予防接種または新型コロナウイルス予防接種の実施を行い、また当該予防接種に起因する健康被害に対する給付事務を行う。	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対してB類疾病に係る予防接種または新型コロナウイルス予防接種の実施を行い、また当該予防接種に起因する健康被害に対する給付事務を行う。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として次のとおり行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年7月1日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年7月1日	I 3.個人情報の利用	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項、第19条第6号および第16号	事後	
令和3年7月1日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条 第7項 別表第2 項番17.18.19.115の2	・番号法第19条第8号(個人情報の提供の制限) (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第2項番16の2、17、18、19、115の2 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第2項番16の2、16の3、17、18、19、115の2	事後	
令和3年7月1日	IV 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する	事後	
令和3年7月1日	IV 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	
令和4年3月10日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	2021/1/31	2021/3/31	事前	
令和4年3月10日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	2021/1/31	2021/3/31	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として次のとおり行う。 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として次のとおり行う。 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年3月10日	I 3.個人情報の利用	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項、第19条第6号および第16号	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	
令和5年8月15日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対してB類疾病に係る予防接種または新型コロナウイルス予防接種の実施を行い、また当該予防接種に起因する健康被害に対する給付事務を行う。 ～中略～ 番号法においては、予防接種の実施、予防接種実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収、新型コロナウイルス等対策の実施に関する事務を行う。	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種を行い、また予防接種健康被害救済制度に係る給付事務を行う。 ～中略～ 番号法においては、予防接種の実施、予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び応答並びに予防接種を受けた者からの予防接種の実費の徴収に関する事務を行う。	事後	
令和5年8月15日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和5年8月15日	I 2.特定個人情報ファイル	定期予防接種情報ファイル（対象者、接種歴）	予防接種情報ファイル（対象者、接種歴）	事後	
令和5年8月15日	I 3.個人情報の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ・第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	・番号法第9条第1項別表第一項番10、93の2 ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）	事後	
令和5年8月15日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日	令和5年6月2日	事前	
令和5年8月15日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日	令和5年6月2日	事前	
令和6年7月10日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種を行い、また予防接種健康被害救済制度に係る給付事務を行う。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として次のとおり行う。 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 番号法においては、予防接種の実施、予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び応答並びに予防接種を受けた者からの予防接種の実費の徴収に関する事務を行う。	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種を行い、また予防接種健康被害救済制度に係る給付事務を行う。 番号法においては、予防接種の実施、予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び応答並びに予防接種を受けた者からの予防接種の実費の徴収に関する事務を行う。	事後	
令和6年7月10日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和6年7月10日	I 3.個人情報の利用	・番号法第9条第1項別表第一項番10、93の2 ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）	・番号法第9条第1項別表項番14、126 ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	
令和6年7月10日	I 4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（個人情報の提供の制限）（別表第二における情報照会の根拠） ・別表第2項番16の2、17、18、19、115の2（別表第二における情報提供の根拠） ・別表第2項番16の2、16の3、17、18、19、115の2	・番号法第19条第8号（個人情報の提供の制限）（別表における情報照会の根拠） ・別表項番14、126 （別表における情報提供の根拠） ・別表項番14、126	事後	
令和7年7月16日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月2日	令和7年6月3日	事後	
令和7年7月16日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月2日	令和7年6月3日	事後	
令和7年7月16日	IV 8. 人手を介在させる作業	（新設項目）	○	事後	
令和7年7月16日	IV 11. 最も優先順位が高いと考えられる対策	（新設項目）	9）従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年7月16日	IV 11. 最も優先順位が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	（新設項目）	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月16日	Ⅳ 11. 最も優先順位が高いと考えられる対策 判断の根拠	(新設項目)	安来市職員研修計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分にを行っている」と考えられる。	事後	
令和8年2月12日	Ⅰ 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種を行い、また予防接種健康被害救済制度に係る給付事務を行う。 番号法においては、予防接種の実施、予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び応答並びに予防接種を受けた者からの予防接種の実費の徴収に関する事務を行う。	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種を行い、また予防接種健康被害救済制度に係る給付事務を行う。 番号法においては、以下の事務を取り扱う。 ・予防接種の実施 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務 ・予防接種を受けた者からの予防接種の実費の徴収に関する事務 ・予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び応答	事前	
令和8年2月12日	Ⅰ 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和8年8月3日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年6月3日	令和8年7月2日		
令和8年8月3日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年6月3日	令和8年7月2日		
令和8年8月3日	Ⅰ 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和8年8月3日	Ⅳ 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託する	委託しない	事後	
令和8年8月3日	Ⅳ 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	なし	事後	